

令和4年度 大分県内部統制評価報告書

# 審査意見書

大分県監査委員

監 査 第 4 2 6 号

令 和 5 年 8 月 2 1 日

大分県知事 佐藤 樹一郎 殿

大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通

大分県監査委員 長 野 恭 子

大分県監査委員 古 手 川 正 治

大分県監査委員 吉 村 哲 彦

## 令和4年度大分県内部統制評価報告書 の審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和4年度大分県内部統制評価報告書について審査を行ったので、別紙のとおり意見書を提出します。

# 令和4年度大分県内部統制評価報告書

## 審査意見書

### 第1章 審査の概要

#### 第1 審査の基準

令和4年度大分県内部統制評価報告書（以下「報告書」という。）の審査は、大分県監査委員監査基準に準拠するとともに、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)」を踏まえ実施した。

#### 第2 審査の対象

令和4年度大分県内部統制評価報告書

#### 第3 審査の方法等

審査に付された報告書及びその基礎となる資料について

- 1 大分県知事による評価が手続に沿って適切に実施されているか
- 2 内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか

を主眼として、関係書類と調査照合し関係部局から説明を求めるとともに、必要に応じ事実確認調査を行い、慎重に審査を行った。

### 第2章 審査の結果

前章のとおり審査した限りにおいて、報告書の評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

### 第3章 審査意見

今回、報告された、内部統制の運用上不適切と評価された2例の事案について、主な原因として以下の事項が挙げられる。

第一に、職員の担当業務に係る各種規則等の理解不足

第二に、班総括をはじめ所属全体のチェック体制が不十分

第三に、過去に改善を指摘された事項の確認及び引継ぎが不十分

報告を受けた事例以外にも、これまでの定期監査において、慣例で行われて来た口頭での土地使用契約が原因の不必要な支出、思い込みや確認不足による委託料の積算誤り、出納員による本来のチェック機能が働かずに給与の支給遅れが発生した事例などが確認された。

内部統制では、業務の効率的かつ効果的な遂行はもとより、財務事務において、法令、条例、規則、マニュアルなどルールの遵守及びそれらの適正な運用等が不可欠である。

そのためにも、①個々の職員の担当業務に係る各種規則等の習熟 ②班総括によるチェック機能の強化、リスク把握・管理の徹底 ③部局主管課等によるリスク発現状況の把握と、再発防止に向けた関係所属への情報共有、指導徹底などが求められる。

また、委託契約において委託先から個人情報の廃棄に係る証明書の提出を受けていないなど、定期監査において情報管理に係る不適正な事例が散見された。

D Xの推進や生成A Iの活用、加えて在宅勤務の普及など、県の個人情報を取り巻く環境は大きく変化しており、それに伴い個人情報の漏洩や不正使用のリスクも高まっている。そのため、情報セキュリティ対策の一層の推進が求められる。

内部統制制度を実効性あるものとするため、これらの点に留意しながら、さらなる職員の意識改革や組織の運用方法等の改善に努められたい。